

連結会計財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準および評価方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準および評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川および水路の敷地は、備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は、備忘価額1円としています。

② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準および評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

(2) 出資金の評価基準および評価方法

① 市場価格のあるもの・・・・・・・・該当するものは ありません。

② 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建物 15年～50年

工作物 5年～60年

物品 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

ソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によりますが、該当するものではありません。

(5) 引当金の計上基準および算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資および出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しますが該当するものではありません。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しますが、該当するものではありません。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当および勤勉手当ならびにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金および要求払預金）および現金同等物（愛荘町資金管理および運用基準において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金および現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更等はありません。

3 重要な後発事象

重要な後発事象はありません。

4 偶発債務

偶発債務はありません。

5 追加情報

(1) 連結対象団体

団体名	区分	連結の方法	比例連結割合
滋賀県市町村職員退職手当組合	一部事務組合・広域連合	みなし連結	-
滋賀県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.2%
滋賀県市町村議会議員公務災害補償組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	10.3%
滋賀県市町村職員研修センター	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.7%
東近江行政組合（消防）	一部事務組合・広域連合	比例連結	12.782%
東近江行政組合（議会・総務）	一部事務組合・広域連合	比例連結	4.732%
愛知郡広域行政組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	58.0%
彦根愛知犬上広域行政組合（紫雲苑、建設推進室）	一部事務組合・広域連合	比例連結	14.76%

彦根愛知犬上広域行政組合（小八木中継所）	一部事務組合・広域連合	比例連結	13. 61%
湖東広域衛生管理組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	42. 4%

- ① 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ② 連結対象となる第三セクター等はありません。
- （２） 地方自治法第235条の５に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- （３） 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。